

区立保育園の運営を民間事業者に 引き継ぐためのガイドライン (素案)

令和 年 月

杉 並 区

……現行ガイドライン（平成28年度作成）からの改定箇所

～ 改定履歴 ～

版数	発行日	主な改定内容	
第1版	平成29年3月	初版	
第2版	令和 年 月	○以下の項目を新設した。	
		<ul style="list-style-type: none"> ・「2 民営化の必要性和基本姿勢等」 <ul style="list-style-type: none"> (1) 民営化の必要性 (2) 民営化の基本姿勢等 ・「7 その他」 ・「巻末資料（民営化後の主な変更点等）」 	
		○以下の項目を整理及び新設した。	
		～改定前～	～改定後～
		・「1 作成の目的」	・「1 改定の趣旨」
		・「3 運営事業者の公募」 ・「4 事業者の選定」 (1) 選定組織 (2) 選定委員会のスケジュール (3) 公募基準	・「4 事業者の公募・選定」 (1) 事業者の公募・選定方法 (2) 選定委員会の構成 (3) 選定委員会の審査・選定スケジュール (4) 事業者の参加資格 (5) その他の応募条件 (6) 審査手順
・「6 運営事業者への引継ぎ」 (1) 移行計画の策定 (2) 合同保育の実施 (3) 区による移行までの進行管理等	・「5 運営事業者への引継ぎ」 (1) 基本方針 (2) 引継ぎスケジュール (3) 引継ぎ内容 (4) 保護者へのお知らせ・意見交換 (5) 園及び区保育課による移行までの進行管理等		
・「7 移行後の区の支援」 (1) 運営支援 (2) 指導・検査 (3) 東京都福祉サービス第三者評価の受審の促進 (4) 保護者アンケートの実施	・「6 民営化後の区の支援等」 (1) 民営化初年度 (2) 民営化2年度目 (3) 民営化以降継続して実施		

目次

1 改定の趣旨	- 1 -
2 民営化の必要性と基本姿勢	- 2 -
(1) 民営化の必要性	- 2 -
(2) 民営化の基本姿勢等	- 3 -
3 基本的なスケジュール	- 4 -
4 事業者の公募・選定	- 5 -
(1) 事業者の公募・選定方法	- 5 -
(2) 選定委員会の構成	- 5 -
(3) 選定委員会の審査・選定スケジュール	- 5 -
(4) 事業者の参加資格	- 6 -
(5) その他の応募条件	- 7 -
(6) 審査手順	- 9 -
5 運営事業者への引継ぎ	- 11 -
(1) 基本方針	- 11 -
(2) 引継ぎスケジュール	- 11 -
(3) 保護者へのお知らせ・意見交換	- 13 -
(4) 区保育課による移行までの進行管理	- 13 -
6 民営化後の区の支援等	- 14 -
(1) 民営化初年度	- 14 -
(2) 民営化2年度目	- 15 -
(3) 継続した支援の取組	- 15 -
7 その他	- 15 -

1 改定の趣旨

- 区は、平成16年度に初めて区立高井戸保育園を民営化（公設民営（指定管理者）化）しました。そして、平成17年度に庁内検討組織である「行財政改革推進本部」（以下「行革本部」という。）のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、10園の民営化（6園を公設民営（指定管理者）化、4園を民設民営化）に取り組んできました。
- その後、平成29年度に行革本部のもとに設置した「保育のあり方検討部会」の報告に基づき、令和2年度から6年度までの5年間で区立（公設公営）保育園6園を民営化（民設民営化）することとし、令和3年度までの取組を計画化したところです（本ガイドライン3ページ【「区立保育園の民営化等の取組」】参照）。
- また、区は、平成28年度末にそれまで実施してきた民営化の各過程における一連の取組及び保護者や学識経験者からいただいた意見・助言を踏まえ、「区立保育園の運営を民間事業者に引き継ぐためのガイドライン」（以下「平成29年度ガイドライン」という。）を策定し、その後の民営化の取組に活かしてきました。
- このたび、平成29年度ガイドラインに基づき実施してきた民営化の取組を評価・検証するとともに、新たに保護者や学識経験者からいただいた意見・助言を踏まえ、今後の民営化の取組を更に円滑かつ適切に推進するため、ガイドラインを改定することとしました。

【ガイドライン改定の趣旨】

- ◆ これまでの民営化の各過程における一連の取組内容等を踏まえ、事業者の公募・選定、選定後の引継ぎ及び民営化後の区の支援等に至る一連の内容をまとめた基本方針であるガイドラインを改定することにより、今後の民営化の取組を円滑かつ適切に推進すること。

【指定管理者制度を導入している区立保育園の私立保育園への転換】

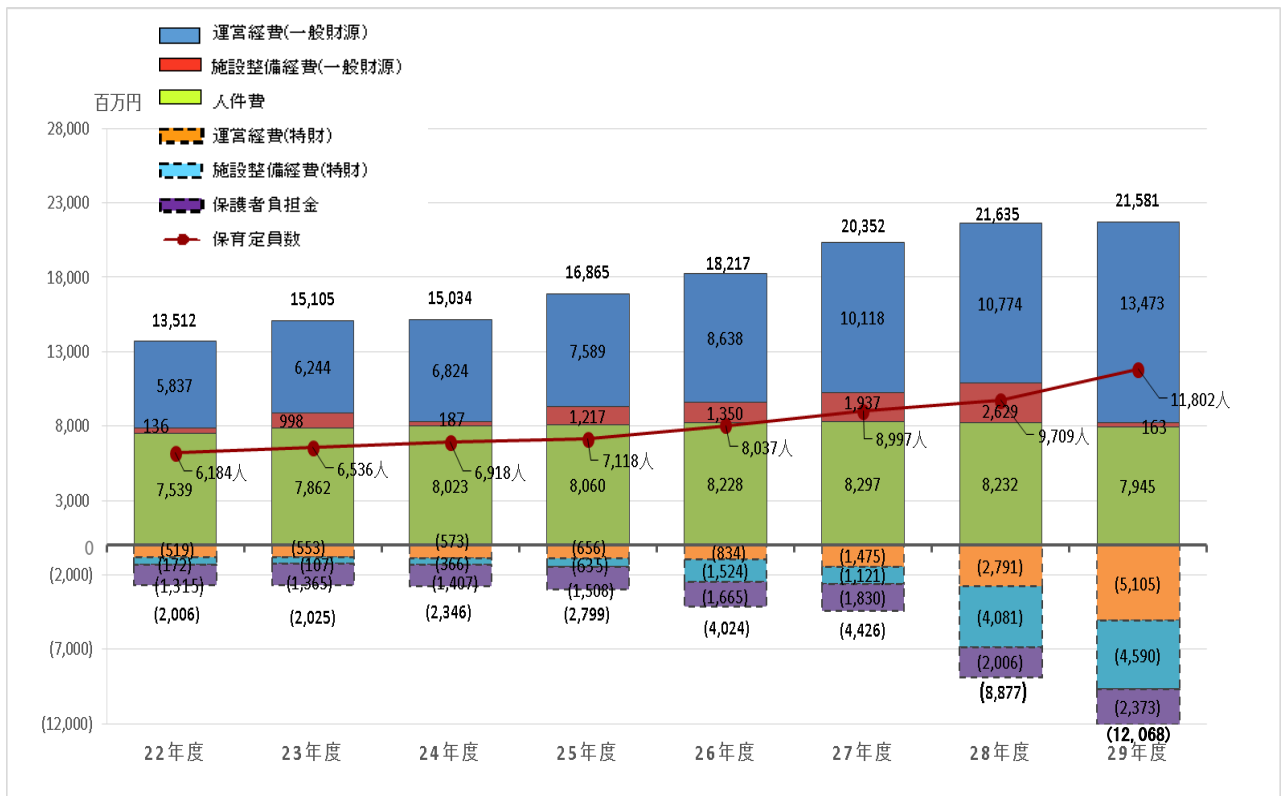
- ◆ 区は既に民営化を実施した区立（公設民営（指定管理者））保育園について、私立（民設民営）保育園への転換を図っていく考えです。転換に当たっては、基本的に本ガイドラインに準拠し、実施していきます。

2 民営化の必要性と基本姿勢

(1) 民営化の必要性

- 区は、保護者のニーズを踏まえて、認可保育所を核とした施設整備のほか、障害児保育など多様な保育の充実に継続的に取り組んでいます。
- 一方、区内の保育施設は認可外保育施設を含め200か所を超え、保育関連経費が急増している状況にあり、行財政改革の観点から保育水準の維持・向上を図りつつ行政コストを縮減していかなければなりません。
- そのためには、一定数の区立保育園を計画的に民営化するなど、民間事業者の特長を活かした効率的・効果的な施設の整備・運営を図る必要があります。

《参考1》保育関連経費の推移



凡例の説明

- ・運営経費(一般財源) : 保育所運営に係る経費のうち、その財源が特別区税(使途の限定されていない)等の歳入によるもの。
- ・施設整備経費(一般財源) : 保育施設整備に係る経費のうち、特別区税(使途の限定されていない)等の歳入によるもの。
- ・人件費 : 保育事業のうち子供園、幼稚園関連を除く常勤、再任用、非常勤職員の人件費の合計。
- ・運営経費(特財) : 保育所運営に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(使途が限定されている)等の歳入によるもの。
- ・施設整備経費(特財) : 保育施設整備に係る経費のうち、その財源が国や都からの補助金(使途が限定されている)等の歳入によるもの。
- ・保護者負担金 : 区立保育園と私立保育園に係る保育料の合計。
- ・保育定員数 : 認可保育所(小規模保育事業を含む)、東京都認証保育所、区保育室、グループ保育室、家庭福祉員、区立子供園(長時間保育)、私立幼稚園預かり保育の保育定員数。

《参考2》民営化による運営費比較

区立(公設公営・公設民営(指定管理者)共)保育園の運営費は全額区の単独負担である一方、私立(民設民営)保育園は、国及び都から運営費補助があります。これにより、定員100名規模の区立(公設公営)保育園と私立(民設民営)保育園とで比較すると、年間当たり約96,000千円の財政効果があります。

	区立(公設公営)	区立(公設民営 (指定管理者))	私立(民設民営)
園児一人当たり差引行政コスト純額	2,120千円	1,757千円	1,158千円

【平成29年度『杉並区個別外部監査報告書「保育事業」』第3章 1.(3)から抜粋】

○ これまで区が実施してきた民営化の取組と、今後の実施予定は下表のとおりです。

【区立保育園の民営化等の取組】

民営化の年度	園名	民営化の手法
平成16年度	高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化（※1）
平成18年度	高円寺北保育園	公設民営（指定管理者）化
	荻窪北保育園	公設民営（指定管理者）化
平成21年度	高円寺南保育園	公設民営（指定管理者）化
平成26年度	堀ノ内東保育園	公設民営（指定管理者）化
平成28年度	下高井戸保育園	公設民営（指定管理者）化
	西田保育園	・民設民営化（近隣私立認可保育所）（※2） ・令和元年度末までに段階的廃止予定
平成29年度	上高井戸保育園	平成25年度休園（7月～） ⇒平成29年度公設民営（指定管理者）化
	馬橋保育園	平成29年度委託⇒平成30年度民設民営化
平成30年度	上井草保育園	平成30年度委託（4月～）、民設民営化（7月～）
令和元年度	杉並保育園	民設民営化
令和2年度	井荻保育園	民設民営化予定
	中瀬保育園	民設民営化予定
令和3年度	下高井戸保育園	民設民営化予定

以降は平成30年度に行革本部において決定した民営化年度・対象園（今後、計画化予定）

民営化の年度	園名	民営化の手法
令和4年度	荻窪保育園	民設民営化予定
令和5年度	大宮保育園	民設民営化予定
	天沼保育園	民設民営化予定
令和6年度	永福北保育園	民設民営化予定

※1 保育所の設置主体は区のまま、運営主体を民間事業者に転換するものです。

※2 保育所の設置（届出）及び運営主体とも民間事業者に転換するものです。

（本ガイドライン17ページ「ア 区立（公設公営・公設民営(指定管理者)）保育園と私立（民設民営）保育園の違い」を参照。）

（2）民営化の基本姿勢等

○ 区は、区立保育園の民営化を進めるに当たり、次の基本姿勢に立ち、取り組んでいきます。

【民営化の基本姿勢】

- ◆ 子どもの最善の利益・福祉の増進を考慮しながら、区立保育園民営化の趣旨を理解し、子どもの活動が豊かに展開されるよう、継続的・安定的な保育園の運営ができる事業者の選定に努める。
- ◆ 民営化に当たっては、運営事業者の公募・選定段階から、民営化対象園の保護者への事前の周知と丁寧な説明により、理解を得ながら進めていく。
- ◆ 運営主体の変更によって子どもや保護者に不安や不利益を与えることのないよう、現行の運営等の水準を確保するために、事業者選定後の引継ぎの期間や民営化後においても、区として必要な支援（巡回訪問や保護者アンケート等）や条件整備を図る。

○ 民営化後の主な変更点等は、本ガイドライン16・17ページの「巻末資料」に記載しています。

3 基本的なスケジュール

○ 区立保育園の民営化は、次のスケジュールを基本にしながら、取り組んでいきます。

【基本的なスケジュール】

時期	取組内容等		選定委員会の日程 (予定)※2
(1)民営化対象園決定から運営事業者決定までの主な取組			
民営化対象園を公表する年度※1	10月頃	民営化対象園の決定、公表	
民営化前々年度	4月	保護者説明会の実施（民営化）	
	5月～6月	選定委員会の設置	5月～10月
	9月～10月	運営事業者募集	第1回～第3回
	11月～12月	運営事業者選定	11月 第4回（書類審査） 11月 第5回（現地視察） 12月 第6回（ヒアリング）
	1月	運営事業者決定	
	2月～3月	運営事業者による移行計画作成	
(2)運営事業者決定後から民営化開始までの主な取組			
民営化前年度	4月	保護者説明会の実施 （事業者紹介、引継ぎ）	
	4月～	移行計画に基づく引継ぎ開始	
	11月	保護者説明会の実施（合同保育）	
	12月～3月	合同保育の実施	
(3)民営化開始後の主な取組			
民営化年度	4月	運営主体を民間に移行	
	4月～	運営に対する助言、指導等の実施	
	10月	民営化後アンケート実施	

※1 民営化対象園が決定次第、可能な限り早く対象園の保護者にお知らせします。また、保護者への説明に当たっては、不安や疑問を解消できるよう、本ガイドラインを活用して、スケジュール及び一連の取組内容等を丁寧に説明していきます。

※2 選定委員会の進め方等の詳細については、本ガイドライン5ページに記載しています。

4 事業者の公募・選定

(1) 事業者の公募・選定方法

- 杉並区立保育園の運営を担うに相応しい事業者を選定するため、「杉並区プロポーザル選定委員会条例(平成26年条例第4号)」(以下、「プロポーザル選定委員会条例」という。)に基づき選定委員会を設置します。
- 事業者の主体性や運営面での創意工夫の下、円滑な運営を実現するため、公募要項に必要な条件(運営に関する条件・職員に関する条件・土地等貸付に関する条件等)を盛り込みます。
- 公募要項は、区公式ホームページに掲載するほか、区内で認可保育所を運営する事業者に周知し、応募があった事業者に対して、審査・選定します。

(2) 選定委員会の構成

- 選定委員会の委員構成は、プロポーザル選定委員会条例に定める条件(委員は10人以内とし、半数以上を外部委員とする。)を踏まえ、保護者代表2名、学識経験者3名、園長を含む区職員5名の合計10名を基本とします。

(3) 選定委員会の審査・選定スケジュール

- 選定委員会の審査等は、次のスケジュールを基本に進めます。なお、公募状況や審議の進捗によって、開催回数や時期を変更する場合があります。
- 選定委員会では、公募要項や審査方法(審査基準・審査項目)の内容についても審議します。
- 選定委員会の会議は、公平・公正な選定を行うため非公開で開催します。なお、会議記録も選定に与える影響を考慮し、運営事業者の決定及び公表までは、非公開とします。
- 選定委員会の進捗状況は、民営化対象園の全保護者等に、お知らせや園だより等を通じて、適宜情報共有を行っていきます。

【選定委員会の進め方等】

	内容	備考
第1回	・委員委嘱、会長等選出(記名式、挙手など互選方法は選定委員会で決めます) ・委員会のスケジュール等確認 ・公募要項の審議	会議時間は2時間程度を予定
第2回	・公募要項及び審査基準の審議	会議時間は2時間程度を予定
第3回	・審査項目の審議	会議時間は2時間程度を予定
第4回	・書類審査 ※事業者の財務状況の確認は、事前に実施する公認会計士の財務診断の結果を基に実施する。	各委員が都合の良い時間に会場で審査
—	・第一次審査結果の確認(書類審査通過事業者の確認)	事務局から各委員へ通知
第5回	・第二次審査(現地視察) ※第一次審査通過事業者が運営する保育園等を視察する。 ※平日に実施するため、各委員の都合に合わせ、複数回に分けて実施する場合がある。	視察は各法人半日程度を予定
第6回	・第二次審査(ヒアリング) ・運営事業者候補者 選定	会議時間は3時間程度を予定

※保護者の希望に応じて、託児を実施します。

(4) 事業者の参加資格

- 公募要項に盛り込む参加資格は、上記に加え、次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。

【公募要項に盛り込む参加資格】

- ① 基準日現在、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第39条に定める認可保育所又は就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）第2条第6項に定める認定こども園（「幼稚園型」及び「地方裁量型」は除く）（以下、「認可保育所等」という。）を運営している法人で、法人として当該認可保育所等の運営実績が3年以上あること。
- ② 地方自治法施行令（昭和22年政令16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- ③ 杉並区競争入札参加有資格者指名停止に関する要綱（平成22年3月23日杉並第65476号）に定める指名停止要件に該当していないこと。
- ④ 杉並区契約における暴力団等排除措置要綱（平成23年1月17日杉並第53890号）に定める除外措置要件に該当していないこと。
- ⑤ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続き開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされていないこと。
- ⑥ 法人税、法人事業税及び地方法人特別税、消費税及び地方消費税を完納していること。
- ⑦ 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条に規定する処分を受けている団体又はその構成員の統制下にある団体でないこと。
- ⑧ 児童福祉法第46条第1項又は同法第59条第1項に基づく報告徴収に虚偽報告等を行ったことがないこと。
- ⑨ 児童福祉法第46条第4項又は同法第59条第5項に基づく事業停止等の命令を受けたことがないこと。
- ⑩ 運営する施設について、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第40条第1項に基づき確認を取り消されたこと又は確認の効力を停止されたことがないこと。
- ⑪ 提案事業者全体の財務内容について、直近3会計期間連続して損失を計上していないこと。
- ⑫ 提案事業者全体の財務内容について、直近2会計期間中いずれの期間も債務超過となっていないこと。

(5) その他の応募条件

○事業者の参加資格のほか、公募要項に盛り込む条件は次の項目を基本とし、選定委員会で審議・決定します。

【運営に関する条件】

- ① 児童福祉法等関係法令を遵守し、かつ保育の自己評価や第三者評価、相談・苦情対応の仕組みを整備し、安定した質の高い保育を提供すること。
- ② 杉並区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例を遵守し、保護者に対して利用に関する説明を行い、質の高い保育を提供すること。
- ③ 現在の保育目標・保育方針や「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重すること。
- ④ 自園内での調理を実施すること。また、業務上安全な給食提供への注意を払う体制をとること。
- ⑤ 情報公開、個人情報保護、危機管理、給食、感染症等のマニュアルを作成すること。
- ⑥ これまで対象園が行ってきた行事等は、その実施目的等を十分に理解し、基本的に民営化後も継承すること。

【職員に関する条件】

- ① 保育園には、施設長（園長）、保育士、調理員、事務員又は用務員、看護師又は保健師及び嘱託医を配置すること。
- ② 施設長（園長）は、専任とし、保育士資格取得後、10年以上の保育実務経験（児童福祉法に規定する保育所、家庭的保育事業、小規模保育事業及び事業所内保育事業、就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に規定する認定こども園、学校教育法に規定する幼稚園並びに東京都認証保育所事業実施要綱に規定する東京都認証保育所における保育経験をいう。以下同じ。）を有するものを配置すること。
- ③ 常勤保育士（※）の配置は、以下の配置基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる体制づくりに努めること。また、施設長（園長）を除く常勤保育士の半数以上は、保育士資格取得後、5年以上の保育実務経験を有することとし、配置に当たっては年齢及び保育実務経験のバランスを考慮すること。

※「保育所設置認可等事務取扱要綱」（都要綱）に基づき、常勤保育士は1日6時間以上、月20日以上勤務する者とする。

区分	配置基準	備考
0歳児	児童3人に対して職員1人	
1歳児	児童5人に対して職員1人	
2歳児	児童6人に対して職員1人	
3歳児	児童20人に対して職員1人	
4・5歳児	児童30人に対して職員1人	
その他	保育標準時間認定児童が利用する施設に職員1人 利用定員90人以下の施設に職員1人	国の法令等の基準（以下、「国基準」という）（※）により義務付けられている配置基準

※『特定教育・保育等に要する費用の額の算定に関する基準等の実施上の留意事項について（平成31年4月25日付府子本第439号31文科初第5号子発0425第1号）』別紙2：Ⅱ基本部分1.基本分単価に定められている、その他（「標準時間対応保育士」「休憩保育」）の配置基準参照

- ④ 国基準に基づき、非常勤保育士を1人配置すること。なお、利用定員91人以上で、0歳児保育を実施している園の場合は、常勤保育士に置き換えること。
- ⑤ 上記③④に定める保育士（常勤・非常勤）以外の配置については、当該園の現在の職員配置を考慮すること。
- ⑥ 調理員は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを3人（0歳児定員が6人以上の施設については4人）配置すること。
- ⑦ 栄養士は乳児及び幼児の集団給食の経験を1年以上有するものを配置すること。
- ⑧ 調理業務及び用務業務は、外部の事業者へ委託できることとする。

- ⑨ 「杉並区障害児保育運営要綱」による「調整会議」で認定された児童を保育する場合は、**障害児に対する配慮が必要な度合により**、障害児保育の経験がある保育士を配置すること。
- ⑩ **現在、当該園に勤務している非常勤職員の継続雇用に配慮すること。**

【施設及び設備に関する条件】

- ① 以下の法令等を遵守すること。
 - ・ 児童福祉法
 - ・ 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）
 - ・ 東京都児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例（平成24年東京都条例第43号）及び同施行規則（平成24年東京都規則第47号）
 - ・ 保育所設置認可等事務取扱要綱
 - ・ その他関係法令等
- ② 自転車及びベビーカー等の置場を確保すること。
- ③ **各歳児の保育室は以下の区面積基準を満たすとともに、より質の高い保育を提供できる環境づくりに努めること。**

区分	区面積基準	備考
0歳児室	児童1人当たり5.00㎡	都要綱基準3.30㎡
1歳児室	児童1人当たり3.30㎡	
2歳児以上	児童1人当たり1.98㎡	
障害児室	児童1人当たり5.00㎡	障害児室を設ける場合

- ④ 各部屋の面積は、有効内法面積（内法面積から、戸棚、手洗い場等、保育に利用できない面積を除外した面積をいう。）で計算すること。
 - ⑤ 屋外遊戯場として必要な面積は、基本的に敷地内の地上部に設けること。
 - ⑥ 屋外遊戯場から直接使用できる幼児用トイレ及び手洗いを設置すること。
- ※上記のうち、区有施設（現園舎等）を活用する場合（「区有建物活用型」）は①を条件とし、新たに施設を整備する場合（「区有地活用型」）は①～⑥を条件とする。

【近隣住民への対応等に関する条件】

- ① 保護者が安心して子どもを預けることができるよう、保護者への情報提供に努め、かつ、保護者の意見、要望を伺う機会を設けること。
- ② **近隣住民への配慮に、最大限努めること。**
- ③ 施設の建設に際しては、「杉並区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に準拠し、敷地境界線から建築予定建築物の高さ2倍の範囲の近隣住民に対して、施設整備前に説明を行い、理解を得るよう努めること。
- ④ **近隣住民からの建物設計に関する意見・要望について、可能な限り尊重すること。**
- ⑤ 区は、説明会等への出席や運営事業者への助言など、運営事業者とともに**近隣住民の理解を得るよう努めること。**

※上記のうち、区有施設（現園舎等）を使用する場合（「区有建物活用型」）は①・②を条件とし、新たに施設を整備する場合（「区有地活用型」）は①～⑤を条件とする。

【公募に当たり事業者へ提出を求める主な書類】

- 企画提案書（提案内容は下記参照）
- 法人に関する書類（登記簿謄本、組織図、年間事業計画書など）
- 保育所等の運営実績に関する書類（名称・規模・開設年月日・所在地など）
- 経営状況に関する書類（財産目録、貸借対照表、収支計算書など）
- 職員に関する書類（職員給料表、就業規則、施設長予定者の履歴書、職員（常勤保育士）の退職率（※）など）
- 保育所運営に関する書類（直近の決算に係る職員（常勤保育士）の人件費比率（※）、おたより、運営日誌、第三者評価結果など）

※退職率は法人全体、人件費比率は事業者が運営する1園（民営化対象園と同規模）とする。

＜提案内容（企画提案書の主な内容）＞

- ① 保育内容に関する提案（保育に関する理念や方針、保育計画や指導計画など）
- ② 給食に関する提案（食育、乳児期の給食、献立作成や食材の選定など）
- ③ 安全・衛生・健康管理に関する提案（危機管理、感染症の予防など）
- ④ 子育て支援等の対応に関する提案（保護者からの保育相談、地域の子育て支援など）
- ⑤ 保育園運営に関する提案（職員配置に関する考え方（施設長、施設長を補佐する職員、常勤・非常勤保育士、調理員、栄養士、看護師、事務員等）、法人本部のバックアップ体制、個人情報保護及び情報公開など）
- ⑥ その他（引継ぎについての考え方など）

（6）審査手順

- プロポーザルに参加する事業者の審査基準（基本的な考え方・審査項目の構成及び配点・評価の方法）は、「民営化の基本姿勢」（本ガイドライン3ページ参照）を大切にしながら、選定委員会で審議・決定します。
- 審査項目の構成及び配点は、以下の項目を基本とし、選定委員会で審議の上、評価の視点（審査項目／評価項目）を定めます。
- 審査に当たっては、評価の視点（審査項目／評価項目）により、採点します。

審査項目／評価項目	主な評価の内容	
書類審査	事業者の適格性	提案事業者の施設運営実績・財務状況は適切か。
	保育内容	保育に関する考え方や方針、理念は適切か。
	給食	給食に関する考え方や配慮は適切か。
	安全・衛生・健康管理	危機管理、子どもの健康管理への取組は適切か。
	子育て支援	子育て支援の取組は適切か。
	保育園運営	職員の配置、確保、育成に関する取組は適切かつ十分か。 保護者との連絡・連携に関する取組は適切か。
現地視察	保育理念等が体现された保育が提供されているか。	
ヒアリング	保育園運営に対する考え方、提案内容は妥当か。 （説明に説得力があるか、質問の受け答えが的確か）	

○評価の方法は、以下の手順を基本とし、選定委員会で審議します。

①第一次審査〔書類審査〕

- 応募事業者から提出された書類について審査を行う。
- 各評価項目の各委員の点数の平均点（少数第2位を四捨五入）を第一次審査点とする。第一次審査の合計点が60%以上の事業者のうち、上位3事業者以内に第二次審査を実施する。

②第二次審査〔視察〕〔ヒアリング〕

- 第一次審査通過事業者に対して、現地視察及びヒアリングを行い審査する。
- 各評価項目の各委員の点数の平均点（少数第2位を四捨五入）を第二次審査点とする。

③事業者選定

- 第一次審査及び第二次審査の点数の和が全審査合計点の60%以上（選定基準）の事業者を選定事業者とする。
- 複数の事業者が選定基準を満たした場合は、点数の上位から順位をつけ、最上位の事業者を協議対象として選定する。
- 最上位の事業者との協議が不調となった場合は、次点の事業者と協議を行うものとする。
- 選定結果は、次の項目を区公式ホームページに掲載し、公表する。

（件名・選定事業者・選定経過・選定委員会の委員名・選定理由・審査結果・応募事業者名（応募事業者が2事業者の場合は、非選定事業者の審査結果が特定されないよう、選定事業者名のみ公表する。））

5 運営事業者への引継ぎ

(1) 基本方針

- 事業者への引継ぎは、次の基本方針に沿って、民営化実施前の1年間をかけて丁寧に行ってまいります。

【引継ぎの基本方針】

- ① 対象の区立保育園の保育理念や保育内容を継承することを前提として引継ぎを行う。
- ② 児童の情緒安定を第一に考え、環境の変化に配慮しながら引継ぎを行う。
- ③ 児童一人ひとりの育ちや個性を理解するよう努めながら引継ぎを行う。
- ④ 保護者の思いを受け止め、信頼関係を築きながら引継ぎを行う。

(2) 引継ぎスケジュール

- 引継ぎの具体的なスケジュールは以下を基本として、区保育課、当該園、事業者が協議の上決定してまいります。

主な内容	民営化前々年度	民営化前年度				
	2月～3月	4月～11月	12月	1月	2月	3月
①移行計画の策定	移行計画の策定					
②保護者説明会の実施		保護者説明会の実施（4月、11月）				
③引継ぎの実施	園長予定者 主任予定者	園目標・杉並区立保育園保育実践方針の理解				
		園の全体像の把握				
	保育士	保育見学・観察	保育参加、保育や事務等に関する引継ぎ			
	看護師 調理員				各クラスへの保育参加等	

【民営化前々年度】

① 移行計画の策定

運営事業者は、区保育課、当該園とともに、保育の意図や保育士の関わり方等について、1年を通して何を・誰が・いつ・どのように引き継いでいくかを明確にし、共有するために移行計画（引継ぎの目的、概要、方法、各月引継ぎ計画、体制等）を策定します。

<Point>

- ・当該園の保育の意図を十分に理解し継承していけるよう、保育内容に合わせて保育士の関わり方を移行計画として定め、引継ぎを円滑に行い、子どもへの影響を最小限に抑えます。

【民営化前年度】

② 保護者説明会の実施

区保育課は、保護者へ選定された運営事業者を紹介するとともに、策定した移行計画に基づきどのように引継ぎを実施していくかについて、説明会を開催し、お伝えします。保護者からいただいた意見・要望のうち、可能なものは移行計画に反映してまいります。

<Point>

- ・保護者の不安や疑問を解消し、円滑な引継ぎを実施できるよう運営事業者とともに丁寧に説明します。

③ 引継ぎの実施

4月から当該園で引継ぎを開始し、「園目標」や「杉並区立保育園保育実践方針」への理解を深めていきます。また、園運営、保育環境、保育の思いや大事にしている事など、園の全体像の把握を進め、日々の保育の「見学」から「観察」そして「参加」へと段階的に関わりを深めていきます。12月からは、それぞれの立場の保育士等職員が当該園において、合同保育（※）を行います。

※合同保育：区と運営事業者の保育士等職員がそれぞれ当該園の各クラス等に入り、保育観察、保育参加を通じた引継ぎを行うこと。

<Point>

- ・「園目標」と「杉並区立保育園保育実践方針」を理解し、保育の全体像を捉えた引継ぎを行います。
- ・保育士等職員の入れ替わり等による保育環境の変化が子どもに及ぼす影響を最小限に留め、子どもと保育士の信頼関係づくりを大切にします。

【園長予定者・主任予定者】

<Point>

- 保育の流れやクラスの取組経過、目的の理解を深めてもらいます。
- また日々の保育実践を通して、当該園が保育で大事にしていることや伝えたいことを学んでもらいます。
- 一連の引継ぎ過程を通じて、子ども達の成長を把握し、切れ目のない関わりが出来るよう、引継ぎを行います。

<主な引継ぎ内容>

○4月～

- * 年間の引継ぎを通じて、園目標・杉並区立保育園保育実践方針を理解する。
- * 年間行事の見学を行い、その目的や実施方法を引き継ぐ。
- * 行事等の見学を通じた保育観察を行い、子どもの様子を把握する。
- * 地域環境に関して、地域機関との交流や散歩コース等を引き継ぐ。
- * 危機管理に関して、災害・事件・事故等が発生した際の対応に関する事を引き継ぐ。
- * 合同保育実施時に各クラスに入る保育士と事前に打合せをし、合同保育の開始に備える。

○12月～3月

- * 保育に関する引継ぎとして、全クラスの保育観察・参加を行い、園運営の状況や一日の保育の流れを把握する。また、子どもや保護者の動向把握に努める。
- * 事務の引継ぎとして、園運営上の事務のほか、関係機関との連携、衛生管理等に関する事を引き継ぐ。
- * 園舎等の環境に関して、保育室の環境や園舎の維持管理に関する事を引き継ぐ。
- * 新入園児を対象にした健康診断、面接等、新入園児受入に向けた準備を引き継ぐ。
- * その他保育体制に関する引継ぎ、新年度に向けた準備及び在園児への連絡に関する引継ぎを行う。

【保育士】

<Point>

- 日々の保育実践を行っていく保育士は、子ども達の成長・発達を捉えて、子ども達と関わっていきます。
- 区立保育園の保育を継承していくために、子ども一人ひとりの理解を深め、クラス運営をしていくために保育を学んでもらいます。

<主な引継ぎ内容>

○12月～3月

- * 合同保育開始当初は全クラスの保育観察を通じて子どもやクラスの様子、一日の保育の流れを把握する。また、子どもや保護者の氏名を覚え、信頼関係の基礎を作っていく。
- * 段階的に各クラスの保育に参加し、子ども一人ひとりの育ち等を理解する。保育参加に当たっては子どもの年齢・様子等に配慮した計画を立てる。
- * 3月は運営事業者の保育士を増員し、引継ぎを行う。4月からの保育が安心して継続されるよう、区立保育園の保育士との最終確認を丁寧に行う。

【看護師】

<Point>

- 子ども達の健康管理や園の衛生管理、健康教育を引き継いでもらうことで、看護師としての役割と業務内容を学んでもらいます。

<主な引継ぎ内容>

○2月～3月

- * 子ども一人ひとりの健康状態を把握する（健診記録・基礎疾患・アレルギー等）。
- * 身体測定や健診の流れ（嘱託医への対応）等を引き継ぐ。
- * 健康教育・近隣医療機関の情報・保育の衛生管理について引き継ぐ。

【調理員】

<Point>

- 食を通して、子ども達の成長・発達を支えていくための役割を学んでもらいます。給食の安全に留意した提供を学んでもらいます。

<主な引継ぎ内容>

○2月～3月

- * 給食の作成手順・アレルギー児への対応・食事配慮の必要な子どもへの対応・調理室内の使用方法等・衛生管理について引き継ぐ。

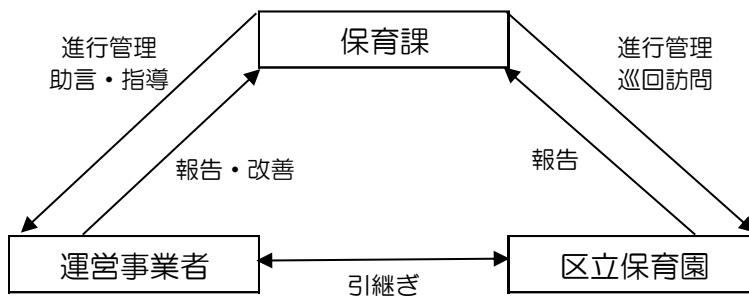
(3) 保護者へのお知らせ・意見交換

- 区保育課は、引継ぎの状況について、園だより・クラスだよりや運営事業者が作成したお手紙等の配布、引継ぎに入る保育士の写真の掲示等を通して、保護者にお知らせします。
- 特に必要と考えられる場合、引継ぎ期間中に保護者との意見交換の場を設けます。

(4) 区保育課による移行までの進行管理

- 区保育課は、移行計画どおりに引継ぎが進むよう進行管理を行います。運営事業者及び当該園から、引継ぎの進捗状況について逐次報告を受けるとともに、巡回訪問により保育現場での引継ぎの様子を確認します。必要に応じて運営事業者に対して助言・指導を行い、円滑な移行を進めます。

【進行管理等のイメージ】



6 民営化後の区の支援等

- 区は、民営化園の運営が円滑に行われるよう、民営化後も以下のとおり支援します。

(1) 民営化初年度

① 巡回相談・指導

- 区保育課職員が巡回訪問（※）を行い、民営化園に助言・指導します。民営化スタート時の保育を支え、区立保育園から引継いだ保育が円滑に提供されるよう、通常訪問回数（年3～4回）よりも頻度を増やし、重点的に助言・指導していきます。必要に応じて具体的な保育方法のアドバイスを行い、安定した保育が提供されるよう支援します。

※巡回訪問：区保育課に配属された区立保育園園長経験者が区内保育施設を訪問し、園運営に関する豊富な経験に基づいて、直接施設長に助言・指導を行うもの。事前連絡をして訪問する方法と事前連絡をせずに訪問する方法がある。

② 指導検査

- 区保育課職員が指導検査（※）を行い、民営化後の運営が適正に行われているか点検します。
※指導検査：子ども・子育て支援法第14条に基づく検査。人員配置・保育環境・財務管理・給食等について立入検査を実施し、法令に照らして不適正な点が認められた場合は、子ども・子育て支援法第39条に基づく改善の勧告・命令等を行う。

③ 保護者アンケートの実施

- 区は、民営化後の保育内容を確認し、必要な改善点を探るため、民営化への移行後6か月を目安に保護者アンケートを実施します。
- アンケート結果は区と運営事業者で共有し、課題や改善方法について検討を行います。また、アンケート結果及び事業者の改善方針等は保護者にお知らせします。
- アンケート内容は、次の内容を基本とします。

【アンケートの内容】

- ◆ 子どもの成長・発達をとらえた保育内容になっていると思いますか。
- ◆ 遊具・玩具は年齢にあったものが提供されていると思いますか。
- ◆ 外遊びの機会は十分で、内容は工夫されたものになっていると思いますか。
- ◆ 園で提供される食事・おやつは、工夫されたものになっていると思いますか。
- ◆ 行事の日程は参加しやすいように十分配慮がされていると思いますか。
- ◆ 園内は清潔で整理された空間になっていると思いますか。
- ◆ あなたは、職員の言葉遣いや態度、服装などが適切だと思いますか。
- ◆ お子さんがけがをしたり体調が悪くなったりした際の職員の対応は適切だと思いますか。
- ◆ 子ども同士のケンカやトラブルがあった場合の職員の対応は適切だと思いますか。
- ◆ お子さんの保育内容に関する説明はわかりやすいと思いますか。
- ◆ あなたは、職員がお子さんの気持ちを大切にしながら対応してくれていると思いますか。
- ◆ 子どもの気持ちや様子、子育てなどについて職員と話したり、相談することができたりするような信頼関係があると思いますか。
- ◆ あなたが不満に思ったことや要望を伝えたとき、職員はきちんと対応してくれていると思いますか。
- ◆ 民営化をしてよかった点があればお答えください。

(2) 民営化2年度目

① 巡回相談・指導

- 区保育課職員による巡回訪問は、民営化初年度に実施したアンケート結果や、初年度の巡回訪問で認められた課題等を重点事項として、継続した助言・指導を行い、保育の安定を図ります。

② 指導検査

- 区保育課職員による指導検査は、民営化初年度に実施した以降は、2年に1回を原則として実施していきます。

③ 東京都福祉保育第三者評価の受審

- 事業者に東京都福祉保育第三者評価（※）を受審してもらいます。第三者評価では、専門の評価機関が事業者へのヒアリングや保護者へのアンケート等を通じて、園の運営状況の評価を行います。園はこうした外部からの評価を、園運営の改善に生かしていきます。民営化2年度目に実施した以降は、「東京都における福祉保育第三者評価について（指針）」に基づき、3年に1回以上受審していただきます。

※東京都福祉保育第三者評価：「東京都における福祉保育第三者評価について（指針）」に基づき、第三者の立場から事業評価を実施し、その評価を幅広く利用者や保育園に提供する。それとともに、保育園におけるサービスの質の向上に向けた取組を促すことにより、利用者本位のサービスシステムの構築を行うことを目的とするものである。第三者（東京都福祉サービス評価推進機構の認証を受けた評価機関のうち、保育園サービスの評価を実施することが可能である者）が実施する。受審結果は都ホームページ上で公開される。

(3) 継続した支援の取組

① 私立・区立保育士に対する合同研修の実施

- 区保育課は私立・区立保育士に対する合同研修を実施します。民営化園の保育士に対しても積極的な参加を促し、保育の専門性の向上の機会を提供します（年間30回程度実施）。専門知識の学びの機会の他に「杉並区立保育園保育実践方針」等を活用し、区の方針を十分に理解していただき、日々の保育で実践がされるよう支援していきます。

② 地域の保育施設間での連携促進

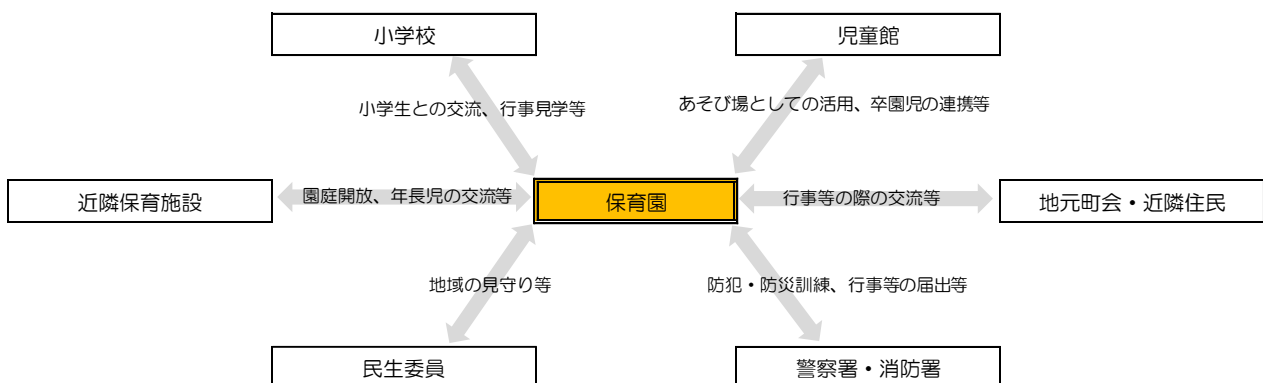
- 区立保育園（令和2年4月には7地域に1園ずつ指定する中核園）が開催する地域懇談会では、地域の保育施設間の連携を密にし、情報交換や課題の検討などを行います。中核園が中心となった連携の中で子どもの交流や保育士の学び合いの機会を計画し、保育の質の維持・向上を図ります。
- 巡回訪問・指導検査は引き続き行い、区の助言・支援を行って行きます。区保育課職員だけでなく、中核園が日々の保育相談を行い、助言を行います。

7 その他

- 本ガイドラインは、今後の民営化の進捗状況等に応じて、適宜見直しを行っていくものとします。

【民営化後の主な変更点等】

- ① 民営化後の保育園の位置付け
 - ・ 民営化後は、これまでの区立保育園の保育を基本的に継承しながら保育を提供します。
- ② 保育目標・保育方針等
 - ・ 運営事業者は現在の保育目標・保育方針や「杉並区立保育園保育実践方針」を尊重します。また、民営化前の保育内容を継承し、保護者や子どもが安心して保育園に通い続けられるように、運営事業者は区（保育課・当該園）と協議の上、引継ぎ体制等を盛り込んだ移行計画を定めま
- ③ 入園の手續及び利用調整
 - ・ 民営化前と民営化後とで変更はありません。どちらも区に手續をします。手續の方法や、入園の要件及び利用調整方法などについても同様です。
- ④ 特別な配慮を要する児童に対する対応
 - ・ 心身に障害があるなど特別な配慮の必要な児童に対する対応は、民営化前と同様です。民営化後もこれまでと同様の保育を提供します。
- ⑤ 保育料・延長保育料
 - ・ 保育料の算定方法に変更はありません。但し、延長保育料は区立保育園の料金を参考に運営事業者が決定し、徴収する方式に変更となります。
- ⑥ 開所時間・延長保育時間
 - ・ 基本的に現在の区立保育園の開所時間・延長保育時間を引き継ぎます。民営化後の運営事業者の方針によっては、現在の開所時間・延長保育時間が拡大される可能性があります。
- ⑦ 行事
 - ・ 基本的に現在の区立保育園の行事を引き継ぎます。民営化後の運営において、新しい行事を取り入れる場合には、事前に、運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れていきます。
- ⑧ その他（持ち物・登降園の方法等）
 - ・ 基本的に現在の区立保育園の内容を引き継ぎます。民営化後の運営において、変更する場合には、事前に運営事業者から保護者に対して具体的かつ丁寧に説明し、理解・協力を得た上で取り入れます。
- ⑨ 地域社会との関わり及び子育て関係機関との連携
 - ・ 各地域の小学校や地元町会等との交流などの地域社会との関わりは、民営化後も同様に続けていきます。
 - ・ 「地域社会との関わり」の具体例は以下のとおりです。



- ・ また、民営化後もこども発達センターや保健センター、子ども家庭支援センター等の関係機関と連携し、障害児や要保護児童（虐待又は虐待の疑いがある家庭）への支援を引き続き行っていきます。

⑩その他

ア 区立（公設公営・公設民営(指定管理者)）保育園と私立（民設民営）保育園の違い

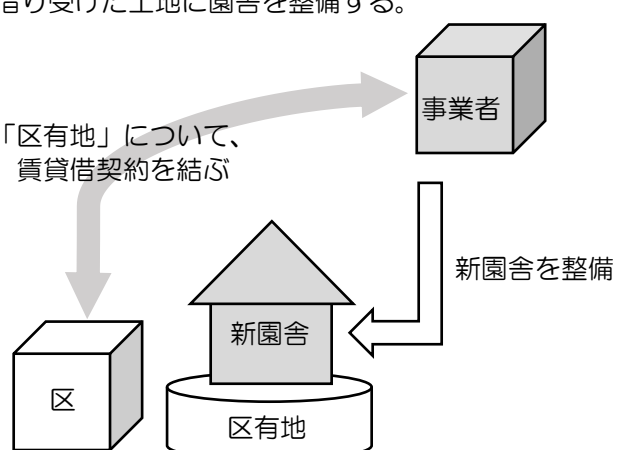
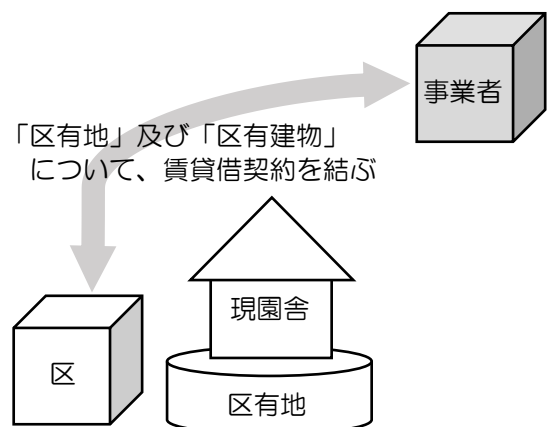
○区立保育園の民営化（民設民営化）は、保育所の設置及び運営主体ともに民間事業者に転換するものです。民間事業者が設置・運営する保育園として、東京都に届出 процедуруを行います（民間事業者が新たに東京都知事から認可を取得します）。

	区立(公設公営)	区立(公設民営 (指定管理者))	私立(民設民営)
保育所の設置（設置主体）※	区	区	民間事業者
運営主体		民間事業者	

※設置主体とは、児童福祉法第35条第3項（公設公営）・第4項（民設民営）に基づき、東京都知事の認可を得て保育所を設置するものを指します。

イ 土地及び建物の権利関係並びに施設及び設備の維持管理等（修繕等）

○ 土地及び建物の権利関係

主な類型	内容	所有権	
		土地	建物
区有地 活用型	<p>○運営事業者は、区有地を借り受ける。 借り受けた土地に園舎を整備する。</p> 	区	民間事業者
区有建物 活用型	<p>○運営事業者は、区有地及び区有建物を借り受ける。</p> 	区	区

○ 施設及び設備の維持管理

- ・ 区有地活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等は、全て運営事業者の負担となります。
- ・ 区有建物活用型の場合、園舎に係る施設及び設備の維持管理等の負担区分については、区と事業者の協議による賃貸借契約の結果、決定します。